



# 性的指向に関する世界地図

性的指向に関する法律は、国によって違う状況です。同性間の関係を犯罪とみなす法律がある国もあり、死刑や禁固刑などが適用される場合もあります。一方で、法による保護も広がっています。憲法によって法の下での平等が保証されている国、雇用の場などでの差別禁止法がある国、LGBTへの差別的言動がヘイトクライムと見なされる国もあります。2001年にオランダで同性間の婚姻が可能になり、2013年にはイギリス、フランス、2015年にアメリカ、2017年はドイツ、オーストラリアで同性間の婚姻が可能になりました。現在、G7で国レベルの同性パートナーへの法的保障がないのは日本のみとなっています。日本は、同性間の関係は犯罪ではありませんが、包括的な差別禁止法はなく、同性間では婚姻もできない国であり、国連人権理事会などから人権侵害であると指摘を受けている状況です。

犯罪化・迫害	パートナー関係の承認	保護法
<ul style="list-style-type: none"> <li>死刑 8カ国</li> <li>禁固刑 14年～終身 14カ国</li> <li>禁固刑 最大14年 57カ国</li> <li>プロパガンダ禁止法 3カ国</li> <li>特定の法律なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚姻 25カ国</li> <li>婚姻とほぼ同等の代替制度 27カ国</li> </ul> <p>1つの国の中で半分以上の地域が平等な婚姻を認めている場合は、その国は濃い緑色（婚姻）で表示されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護法 25カ国</li> </ul>

この地図は「性的指向に関連する世界の法律」ILGA2017を参考に、2018年8月までに同性婚が成立した国を加味して、虹色ダイバーシティで制作しました。ご協力いただいた皆さまに感謝します。  
 International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association: Carroll, A. and Mendos, L.R., State-Sponsored Homophobia 2017: A world survey of sexual orientation laws: criminalisation, protection and recognition (Geneva; ILGA, May 2017).